

# あいち地域安全戦略 2026

～安全で安心して暮らせる愛知を目指して～

2024年3月  
愛知県



## はじめに

本県における犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）は、2003年に戦後最多となる約22万5千件を記録し、深刻な治安状況になりました。これを打開するため、2004年に「愛知県安全なまちづくり条例」を制定し、2006年には、短期・集中的に実効性の高い施策を強力に推進するため「あいち地域安全緊急3か年戦略」を策定しました。

以来、「あいち地域安全戦略2023」までの6次にわたる、短期・集中的な「地域安全戦略」を策定し、県教育委員会、県警察と一層の連携を図り、様々な施策を積極的に実施するとともに、県民・事業者・団体の皆様や市町村など地域が一体となり、県民総ぐるみで推進してまいりました。

この結果、2023年の刑法犯認知件数は約4万7千件となり、2003年の約2割まで減らすことができましたが、前年比で見ると、2022年には13年ぶりに増加に転じ、2023年も引き続き増加する厳しい治安状況となっております。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の対応のために行われた行動制限下では、従来行われてきた地域の自主防犯活動が低調となったことで、地域防犯力が低下してきたと考えられます。また、デジタル化の進展等に伴い、重要な社会経済活動が行われる公共空間となったサイバー空間での犯罪被害の深刻化など、近年の社会情勢の変化に対応していくことも求められます。

このような状況を踏まえ、県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策を一層強化し、再び刑法犯認知件数を減少に転じさせるため、新たに「あいち地域安全戦略2026」を策定することといたしました。

新たな戦略では、従前の基本戦略を継承しつつ、コロナ禍により低下した地域防犯力の向上やサイバー空間における安全安心の確保への取組、「あいち地域安全戦略2023」の重点施策として着実に取り組んできた犯罪被害者支援の一層の推進など、犯罪情勢や社会情勢に即して重点施策、主要事業を見直し、強化してまいります。

この戦略を関係機関とともに推進することにより、「県民の誰もが安全で安心して暮らせる愛知」の実現を目指してまいります。

県民の皆様におかれましても、この取組に御理解と御協力をいただきますとともに、防犯意識を高め、地域防犯力の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。

2024年3月

愛知県知事 大村 秀章

# 目次

- 1 戦略の基本的事項
  - (1) 策定趣旨
  - (2) 戦略の位置づけ
  - (3) 戦略期間
  
- 2 本県の治安状況と課題
  - (1) これまでの取組と犯罪の発生状況
    - ア これまでの取組
    - イ 近年の犯罪の発生状況
  - (2) 近年の犯罪の発生状況を踏まえた現状と課題
  
- 3 戦略の目指す姿と目標
  - (1) 目指す姿
  - (2) 目標
  
- 4 基本戦略
  
- 5 戦略の体系
  
- 6 基本戦略を推進するための重点施策と主要事業
  
- 7 展開

# 1 戦略の基本的事項

## (1) 策定趣旨

本県では、2006年以降、「あいち地域安全戦略2023」（以下、「前戦略」という。）までの6次にわたる短期・集中的な「地域安全戦略」に基づき、県民総ぐるみで犯罪のない安全なまちづくりに取り組んできました。

今般、前戦略が2023年度で満了となることから、現下の厳しい治安状況を踏まえながら、近年の社会情勢に対応した実効性の高い施策を強力に実施するために「あいち地域安全戦略2026」（以下「本戦略」という。）を策定します。

## (2) 戦略の位置づけ

本戦略は、本県の総合計画である「あいちビジョン2030」（2020年11月策定）の個別計画として、ビジョンの趣旨を踏まえ、「危機に強い安全・安心な地域づくり」に向けた具体的な施策を示すものです。

また、本戦略は、県民総ぐるみで取組を進めるために、愛知県安全なまちづくり推進協議会が毎年度策定する、「あいち地域安全県民行動計画」の指針となるものです。

## (3) 戦略期間

犯罪情勢の変化に短期・集中的に対応するため、本戦略の期間は2024年度から2026年度の3か年とします。

## 2 本県の治安状況と課題

### (1) これまでの取組と犯罪の発生状況

#### ア これまでの取組

本県における刑法犯認知件数は、1993年に戦後初めて10万件を超え、2003年には戦後最多となる約22万5千件を記録しました※1。

こうした治安の悪化に対処するため、2004年4月に安全なまちづくりに関する取組の強化を目的とした「愛知県安全なまちづくり条例」を施行するとともに、同年8月に県、事業者などで構成する「愛知県安全なまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設立しました。

また、2006年を「治安回復元年」と位置付け、「2005年に約20万件発生している刑法犯認知件数を2015年までに半減させる」ことを目標に掲げ、3年ごとに「地域安全戦略」を策定し、短期・集中的に実効性の高い対策を強力に実施してまいりました。その結果、目標に掲げた2015年には、6割以上減少する約7万7千件となり、以降、引き続き、戦略改定を重ね、県、県教育委員会、県警察が連携を図りながら、安全な地域づくりへの支援、街頭犯罪等総合対策、検挙活動の強化など、各種の取組を実施してきました。

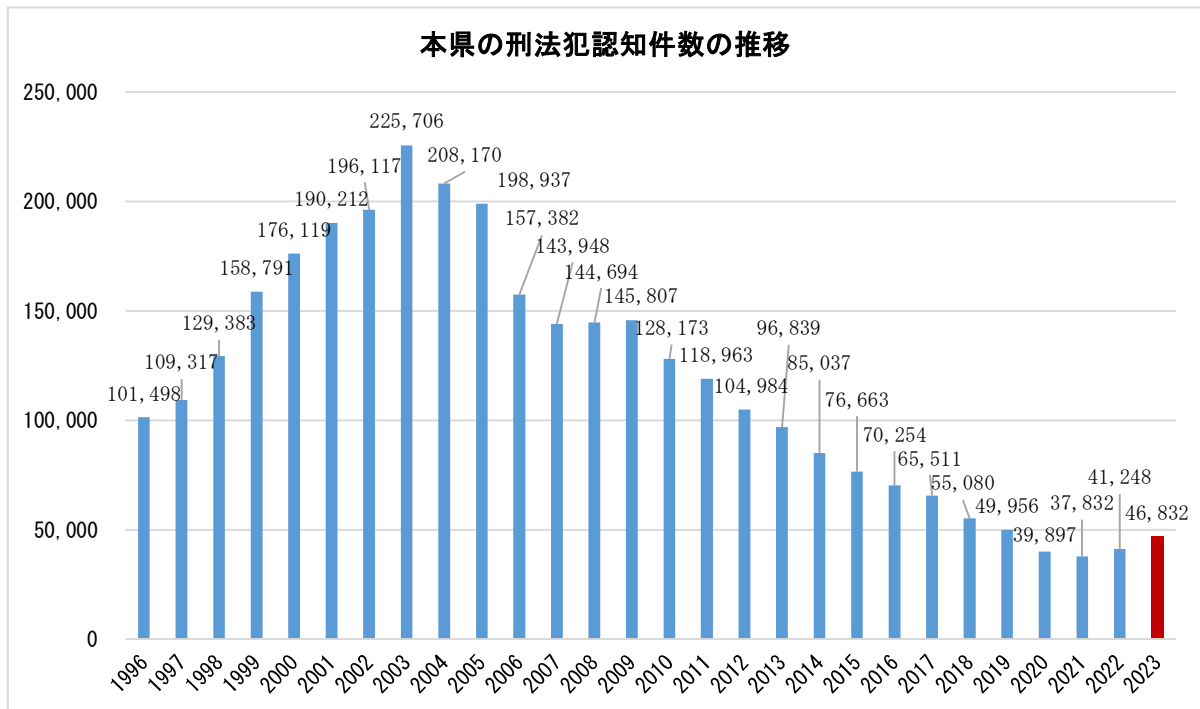
推進協議会においても、「地域安全戦略」に呼応する形で、県民、事業者、団体、市町村がそれぞれの立場において取り組むべき事項を示すものとして、2006年以降、毎年度、「あいち地域安全県民行動計画」を取りまとめ、地域が一体となった「県民総ぐるみ運動」を展開してきました。

さらに、前戦略の期間中には、特殊詐欺や侵入盗、自動車盗への対策を最重点として取り組むとともに、若者世代の防犯意識・規範意識醸成や地域防犯への参画促進、再犯防止、犯罪被害者支援、性犯罪・性暴力への対策を推進してきました。

※1 全国では、2002年に戦後最多の約285万4千件を記録している。

特に犯罪被害者支援については、2022年4月に特化条例である「愛知県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、2023年3月には、同条例に基づく「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針」を策定するなど、大きく取組が進展しました。

【刑法犯認知件数の推移】



	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
認知件数(件)	101,498	109,317	129,383	158,791	176,119	190,212	196,117	225,706	208,170	198,937
対前年比(率)		0.8	7.7	18.4	22.7	10.9	8	3.1	15.1	-7.8



	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
認知件数(件)	157,382	143,948	144,694	145,807	128,173	118,963	104,984	96,839	85,037	76,663
対前年比(率)		-20.9	-8.5	0.5	0.8	-12.1	-7.2	-11.8	-7.8	-12.2



## イ 近年の犯罪の発生状況

刑法犯認知件数の7割を占める窃盗等は2010年から2021年まで減少していましたが、新型コロナウイルス感染防止対策による行動制限が緩和された2022年には、13年ぶりに増加に転じ、2023年も依然として増加しました。

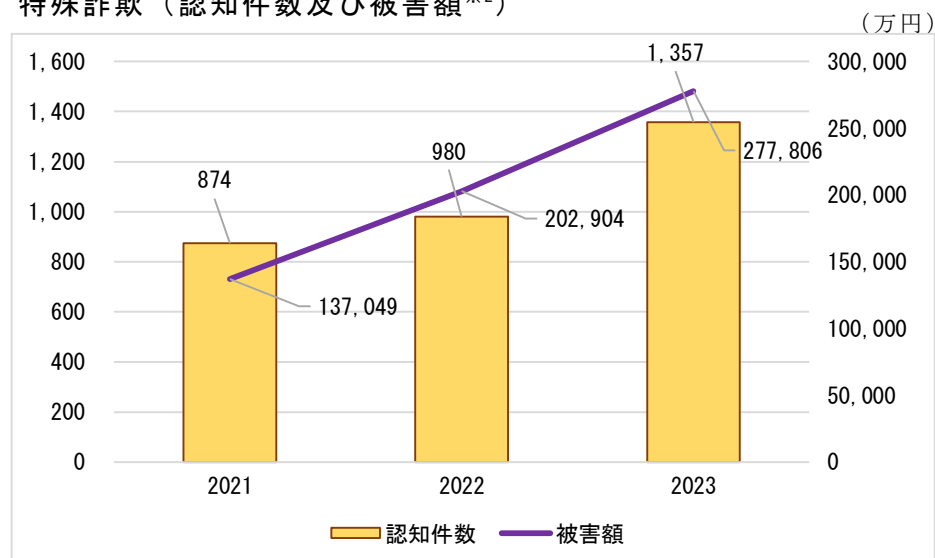
特殊詐欺、侵入盗、自動車盗は、前戦略において最重点として対策に取り組んできましたが、同戦略期間の状況をみると、特殊詐欺は、認知件数、被害額ともに増加しています。

侵入盗については、認知件数、被害額とも増加し、全国ワースト4位になっております。自動車盗は、認知件数こそ減少したものの、全国ワースト2位となっております（図1～4）。

そのほか、多発傾向にあった自転車盗は更に増加し（図5）、認知件数を押し上げる要因になっています。

新たな問題として、デジタル化の進展等に伴うサイバー犯罪被害に関する相談は近年急増し（図6）、早急な対策が必要とされるほか、被害者の尊厳を著しく傷つける性犯罪・性暴力である不同意性交等や不同意わいせつなどの犯罪の認知件数も増加しており（図7）、潜在化しやすく、重大事件に発展するおそれのあるストーカー、DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待などの相談も依然として関係機関に多く寄せられているのが現状です（図8～10）。

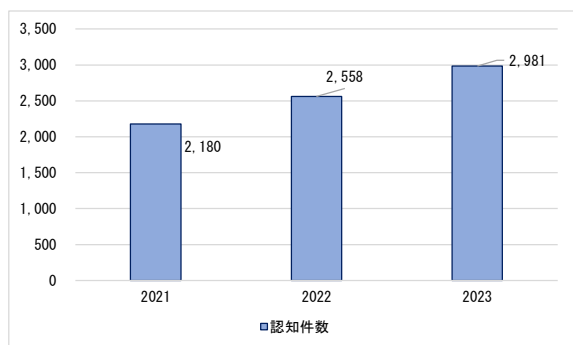
（図1）特殊詐欺（認知件数及び被害額※2）



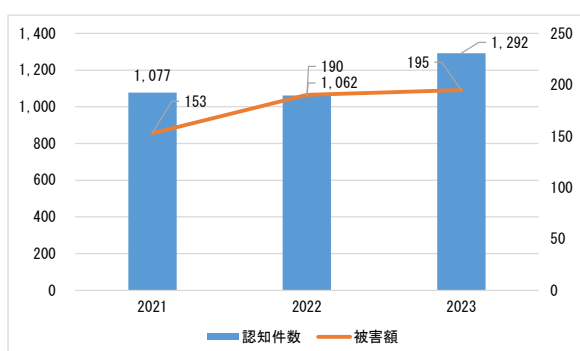
※2 特殊詐欺（認知件数及び被害額）の2023年の数値は暫定値



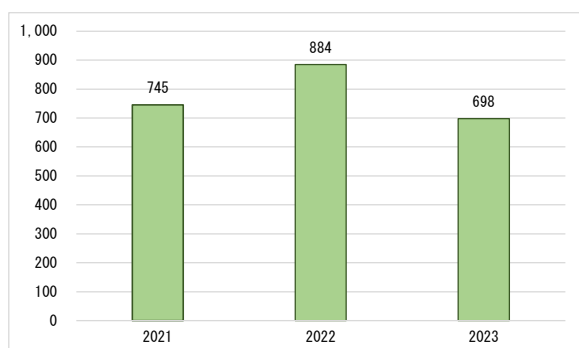
(図 2) 侵入盗 (認知件数)



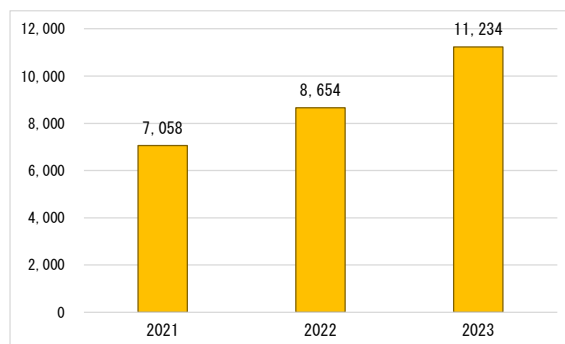
(図 3) 住宅対象侵入盗 (認知件数及び被害額※3) (万円)



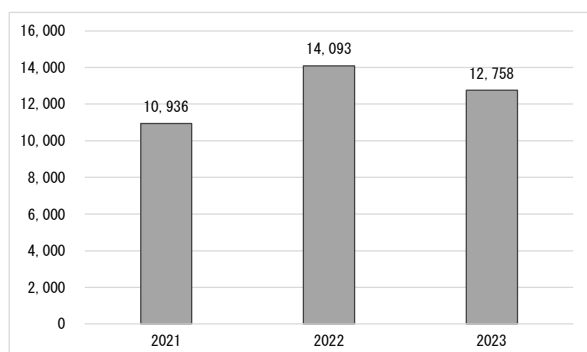
(図 4) 自動車盗 (認知件数)



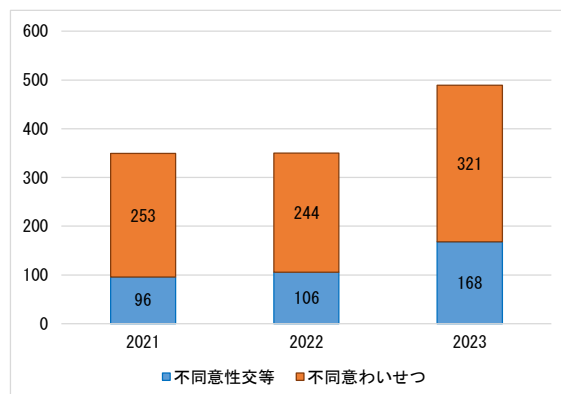
(図 5) 自転車盗 (認知件数)



(図 6) サイバー犯罪 (相談受理件数※4)



(図 7) 不同意性交等、不同意わいせつ※5 (認知件数)

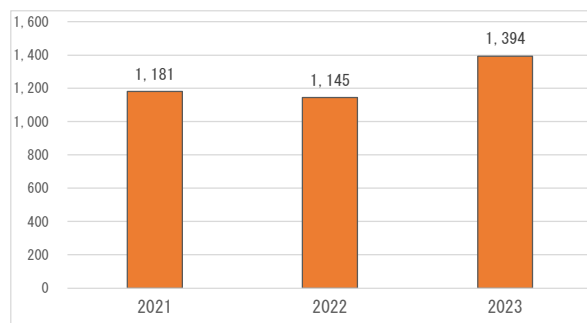


※3 被害額は、住宅対象侵入盗の総額を認知件数で割った1件当たりの金額(単位:万円)

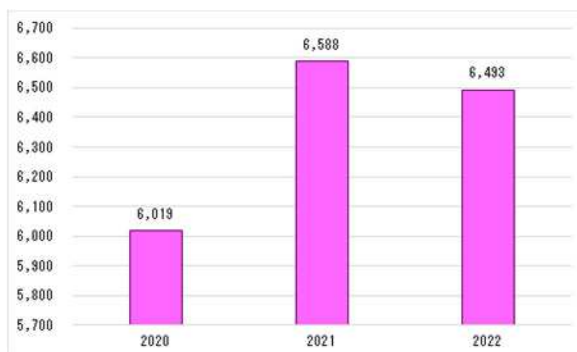
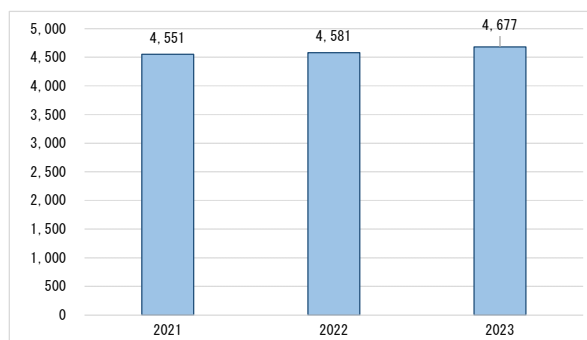
※4 愛知県警察における相談受理件数

※5 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年6月23日公布)施行前については強制性交等、強制わいせつ

(図 8) ストーカー事案 (相談等件数<sup>※6</sup>)



(図 9) 配偶者からの暴力事案 (相談等件数<sup>※7</sup>) (図 10) 児童虐待 (相談対応件数<sup>※8</sup>)



※6 愛知県警察における相談等受理件数 (2023 年の相談等件数は暫定値)

※7 愛知県警察において、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数 (2023 年の相談等件数は暫定値)

※8 本県の児童相談センターにおける虐待相談の相談対応件数

## (2) 近年の犯罪発生状況を踏まえた現状と課題

本県における近年の犯罪発生状況を踏まえ、現状と対応すべき課題としては、次の①～⑥が挙げられます。

### ① 地域における犯罪抑止機能の低下と一人一人の防犯意識の不足

未婚化や核家族化の影響による単身世帯の増加、高齢化の進行、外国人県民の増加、コロナ禍による個人の行動制限などを背景として、地域の絆が薄れ、自治会活動など地域の活動が低迷してきています。

また、コロナ禍による個人の行動制限により、地域の自主防犯団体の活動も低調となっていました。

こうした状況が要因となって、従来、地域社会が有していた犯罪抑止機能が低下してきたと考えられます。

加えて、防犯意識の向上も見られるようになってきたとはいえ、いまだに無施錠による被害が多数ある（2023年、住宅対象侵入盗の31.3%、自転車盗の63.9%）など、県民一人一人の防犯意識は未だ十分とは言えません。

さらに、基幹インフラに対するランサムウェアによるサイバー攻撃や、グローバル化の進展に伴う技術情報流出など、経済安全保障環境はますます厳しくなっている一方で、県内の事業者等における経済安全保障に対する意識や対策は十分とは言えない状況です。

このため、以下が取り組むべき課題となります。

#### ○地域防犯力の向上

コロナ禍により低下した地域防犯力を再び高める必要があります。

#### ○防犯に対する県民の意識醸成・知識向上

県民に対して防犯に関する意識の醸成と知識の向上を促し、具体的な防犯活動を促進する必要があります。

○事業者に対する経済安全保障に関する周知・啓発

2022年に成立した経済安全保障推進法の施行等、国の動きに対して、日本一のモノづくり産業の集積地として、実効性のある地域の備えを構築する必要があります。

## ② 規範意識の低下

子供・若者の健やかな成長を支える地域社会におけるつながりの希薄化により、子供・若者の規範意識の低下が見られ、万引きや自転車盗など安易に犯罪を行う者の増加が懸念されます。

また、サイバー空間における違法情報・有害情報の氾濫が、その低下に一層の拍車をかけ、アルバイト感覚で特殊詐欺等の犯罪に加担する者を生みやすくしています。

このため、以下が取り組むべき課題となります。

○規範意識の向上

リテラシー教育、非行防止教室の実施等による規範意識の醸成を推進する必要があります。

## ③ 再犯率の高止まり

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等の依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在しており、本県における刑法犯認知件数は長期的には減少している一方で、近年の再犯者率は約5割弱で推移しています。

このため、以下が取り組むべき課題となります。

○再犯防止の取組推進

犯罪をした者が再び犯罪に手を染めてしまわないために、就労支援や保健医療・福祉サービス等も含めた諸対策を推進する必要があります。

#### ④ 犯罪を誘発しやすい生活環境等

---

連れ去りや痴漢等の犯罪は、人通りが少なく、暗く、見通しの悪い、道路や公園、駐車場等で起きやすいほか、住宅への侵入盗は、高層化等の住環境の変化により生まれた死角で起きやすくなっています。

また、繁華街に見られる違法駐車や違法広告看板、落書き等や人口減少に伴い増加した空き家なども犯罪を誘発しやすくなります。

さらに、テレワーク環境の急速な整備と歩調を合わせるように、VPN 等のネットワーク機器の脆弱性を利用した事案が確認されるなど、サイバー攻撃の状況にも変化が見られ、その被害が深刻化しています。

このため、以下が取り組むべき課題となります。

##### ○防犯性の高い住まい・まちづくりの推進

防犯に配慮した住宅や道路、駐車場、公園等の整備・普及とともに、繁華街における風俗環境の浄化や空き家対策を促進する必要があります。

##### ○サイバーセキュリティ対策の強化

被害が深刻化しているサイバー空間における犯罪の未然防止に向けて取組を進める必要があります。

#### ⑤ 犯罪の複雑化・巧妙化・グローバル化

---

インターネットなどの通信網の高度化や交通網の整備などにより、サイバー空間を通じて様々な活動が非対面・非接触で行われるようになったほか、国境を越えた犯罪集団の暗躍など、犯罪の広域化が進み、これまで以上に犯罪が複雑化・巧妙化しています。

特に、件数・金額ともに増加している特殊詐欺については、暴力団構成員等が主導的な立場で深く関与し、暴力団の有力な資金源となっている実態がうかがわれます。

このため、以下が取り組むべき課題となります。

○サイバー事案への対応

デジタル化の進展等に伴い、重要な社会経済活動が行われる公共空間となったサイバー空間における犯罪やサイバー攻撃等による脅威への対策を推進する必要があります。

○暴力団対策の推進

暴力団等の排除に関する広報啓発活動に加え、暴力団からの離脱希望者等への社会復帰事業及び少年の暴力団等反社会的勢力への加入阻止活動などを推進する必要があります。

○複雑化・巧妙化する犯罪への対応と未然防止・拡大防止への取組推進

複雑化・巧妙化が懸念される犯罪に対し、迅速かつ的確な対応による、被害の未然防止・拡大防止に向けた取組を推進する必要があります。

○県民の安全・安心を脅かす犯罪への対応

前戦略で重点的に対策を進めてきた「特殊詐欺」、「侵入盗」、「自動車盗」を始め、県民の安全・安心を脅かす犯罪について、社会情勢の変化による手口の変化や被害の深刻化が懸念されるため、引き続き、的確な対応による被害の未然防止・拡大防止に向けた取組を推進する必要があります。

○子供や女性、高齢者などを対象とする犯罪への対応

スマートフォン等のインターネット接続機器やアプリ等の多様なサービスが普及する中、SNSを始めとするインターネット利用を通じた子供の性被害、高齢者を狙った詐欺行為等は後を絶たず、引き続き、的確な対応による被害の未然防止・拡大防止に向けた取組を推進する必要があります。

## ⑥ オールあいちによる犯罪被害者等支援の実現

---

誰もが犯罪の被害者となり得る中、本県では愛知県犯罪被害者等支援条例の制定や愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針を策定し、取組を進めているところですが、本県の市町村における犯罪被害者等支援の取組状況にはバラつきが見られます。

本県に居住する犯罪被害者等に対し、等しく支援を実施するためには、県のみならず犯罪被害者等が居住する市町村や民間支援団体等と連携した支援体制構築等の一層の充実・強化が求められます。

このため、以下が取り組むべき課題となります。

### ○犯罪被害者等に対する支援体制等の充実・強化

犯罪被害者等が県内において、県、市町村、民間支援団体等のいずれに相談を行っても等しく支援が受けられるよう、県内における支援体制の充実・強化を推進する必要があります。

### 3 戦略の目指す姿と目標

#### (1) 目指す姿

上位計画である「あいちビジョン2030」を踏まえ、本戦略は「県民の誰もが安全で安心して暮らせる愛知」を目指してまいります。

#### (2) 目標

本戦略の目指す姿を実現するための目標として、下記の3つを掲げます。

##### 1 戦略期間中に刑法犯認知件数を再び減少に転じさせること

2023年における本県の刑法犯認知件数については、2006年以降、6次にわたる地域安全戦略の取組により、戦後最多を記録した2003年と比べて、約2割まで減少しました。

しかしながら、前戦略期間中に増加に転じたため、本戦略の期間中に再び刑法犯認知件数を減少に転じさせられるようにしていきます。

##### 2 社会情勢に対応して良好な治安を確保すること

デジタル化の進展に伴い、サイバー空間における脅威が深刻化していることから、サイバー空間の安全安心を確保するため、サイバーセキュリティ対策の強化を図るなど、社会情勢の変化についてもしっかりと対応していくことで、良好な治安を確保できるようにしていきます。

##### 3 犯罪被害者等への支援を一層充実させること

誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中、社会全体が犯罪被害者等への支援の必要性を共有し、支え合っていくことができるよう、犯罪被害者等へ必要な支援を届けてまいります。



## 4 基本戦略

3つの目標を達成するために、4つの基本戦略を設定しました。  
また、それぞれの基本戦略において取り組む課題を示しています。

### I 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

子供から大人まで、県民一人一人が自分の身は自分で守ることを意識し、行動できるように、啓発や情報提供を行い、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開して、防犯意識の醸成を図ります。

また、地域防犯力を向上させるため、自主防犯組織の設立促進と活動の活発化を図るとともに、市町村が行う安全なまちづくり施策に対する協力、助言等の実施や、市町村と連携した防犯設備等の普及促進など、県民、事業者、団体、市町村と連携を図りながら取組を進めます。

特に、若者世代に対し、防犯意識・規範意識の醸成を図るとともに、地域防犯への参画を働き掛けるため、広報、啓発活動を推進します。また、事業者に対しては、経済安全保障の備えを促すため、情報提供等を行います。

#### <取り組む課題>

- 地域防犯力の向上
- 防犯に対する県民の意識醸成・知識向上
- 事業者に対する経済安全保障に関する周知・啓発

### II 犯罪の起きにくい社会づくり

県民の規範意識の醸成やサイバー空間におけるセキュリティ向上の取組実施、再犯防止対策の一層の推進、犯罪防止に配慮した住宅・公園・道路等の整備・普及、犯罪の温床となる歓楽街の環境浄化の推進等により犯罪の起きにくい社会づくりを進めます。

#### <取り組む課題>

- 規範意識の向上
- 再犯防止の取組推進
- 防犯性の高い住まい・まちづくりの推進
- サイバーセキュリティ対策の強化
- 複雑化・巧妙化する犯罪への対応と未然防止・拡大防止への取組推進

### Ⅲ 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

前戦略に引き続き、特殊詐欺、侵入盗、自動車盗の対策を最重点として取り組めます。

学校、地域、家庭、警察などとも一体となって、犯罪ごとの特徴を踏まえながら、被害の未然防止や拡大防止、検挙活動に取り組むとともに、子供、女性、高齢者、障害者が被害者となる犯罪を防止するための対策を進めます。

また、暴力団対策はもとより、組織化された犯行グループにより連続的に行われる犯罪やサイバー空間における犯罪などの社会情勢を反映した新種の犯罪に迅速、的確に対応します。

#### <取り組む課題>

- サイバー事案への対応
- 暴力団対策の推進
- 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対応
- 子供や女性、高齢者などを対象とする犯罪への対応

### Ⅳ 犯罪被害者等に対する総合的かつ計画的な支援の実施

県民の誰もが犯罪被害に遭う可能性がある中で、安全で安心なまちづくりを進めるため、国、市町村、民間支援団体等との連携を密にし、犯罪被害者等が支援の網から取り零されることなく必要な支援を受けることができるよう、総合的かつ計画的に取組を進めるとともに、県民の理解と協力の増進を図ってまいります。

#### <取り組む課題>

- 犯罪被害者等に対する支援体制等の充実・強化

## 5 戦略の体系

戦略には、4つの基本戦略に対して、その推進を図り、着実に目標を達成するため、30の重点施策と121の主要事業を位置づけます。

また、それぞれの主要事業には戦略期間中に個別の事業を実施していきます。

＜体系イメージ＞

- 目 標： 1 戦略期間中に刑法犯認知件数を再び減少に転じさせること  
 2 社会情勢に対応して良好な治安を確保すること  
 3 犯罪被害者等への支援を一層充実させること

4つの基本戦略

30の重点施策

I 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

- 1 県民総ぐるみ運動を展開します。
- 2 市町村の推進体制の充実と施策の促進を図ります。
- 3 事業者等の安全なまちづくりへの参画を促進します。
- 4 自主防犯団体の設立促進と活発化を支援します。
- 5 県民への情報提供を推進し、具体的対策を促進します。
- 6 在留・訪日外国人の防犯対策を推進します。
- 7 経済安全保障に対する諸対策を推進します。

II 犯罪の起きにくい社会づくり

- 8 規範意識向上のための啓発を強力に推進するとともに、教育の充実を図ります。
- 9 再犯防止の対策を推進します。
- 10 防犯カメラの普及促進等、防犯性の高いまちづくりを推進します。
- 11 歓楽街における環境の浄化を図ります。
- 12 社会基盤を支える各主体のサイバーセキュリティ対策の強化を図ります。
- 13 治安基盤の整備等に向けた取組を推進します。

III 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

- ＜県民に多大な不安を与える犯罪への対策＞
- 14 県民の身近で発生する犯罪を抑止するための対策を推進します。
  - 15 サイバー事案の対策を推進します。
  - 16 特殊詐欺の対策を推進します。
  - 17 侵入盗の対策を推進します。
  - 18 自動車盗を始めとする自動車関連窃盗の対策を推進します。
  - 19 認知件数が多い犯罪の対策を推進します。
  - 20 薬物乱用防止の対策を推進します。
  - 21 暴力団対策を推進します。
  - 22 不法滞在外国人を減少させるための対策を推進します。
  - 23 児童虐待防止の対策を推進します。
  - 24 ストーカーやDVの対策を推進します。
  - 25 性犯罪・性暴力対策の一層の強化を図ります。
- ＜子供の安全対策の推進＞
- 26 学校内及び通学路等における児童・生徒の安全確保対策を推進します。
  - 27 子供をSNS等に起因する性被害を始めとするインターネット上の犯罪から守る取組を推進します。
- ＜女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりの推進＞
- 28 女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりを推進します。

IV 犯罪被害者等に対する総合的かつ計画的な支援の実施

- 29 犯罪被害者等への支援の充実を図ります。
- 30 性犯罪・性暴力被害者への支援の充実を図ります。

## 6 基本戦略を推進するための重点施策と主要事業

### 【基本戦略Ⅰ 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上】

#### 1 県民総ぐるみ運動を展開します。

県民、事業者、団体、市町村の参加を得て、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開します。

主要事業		実施部局
①安全なまちづくり 県民運動の実施	市町村、防犯協会、事業者団体等と連携して、安全なまちづくり県民運動を実施します。	防災安全局 警察本部
②安全なまちづくり 愛知県民大会の開催	安全なまちづくり活動等に功労のあった個人・団体を表彰等することにより、その活動を一層促進するとともに、安全なまちづくりの重要性を広く県民にアピールするため、県民大会を開催します。	防災安全局 警察本部
③防犯キャンペーン等 の実施	市町村、防犯協会や地域の防犯ボランティア団体などと協働して防犯キャンペーン等を実施します。	防災安全局 警察本部
④新戦略に呼応した 県民行動計画の策定	新戦略に呼応する形で、県民、事業者、団体、市町村が取り組むべき事項を示す「あいち地域安全県民行動計画」を策定し、具体的な取組の促進を図ります。	防災安全局

#### 2 市町村の推進体制の充実と施策の促進を図ります。

市町村に対して、安全なまちづくりを推進するための協力や助言等を行います。

主要事業		実施部局
①安全なまちづくりの 推進に係る助言、施 策の促進	市町村担当課長会議や安全なまちづくり対策ブック会議等を開催し、安全なまちづくりに係る体制づくりと関係施策を促進します。	防災安全局 警察本部
②防犯情報の提供	刑法犯認知件数や各種防犯対策などの防犯情報を提供します。	防災安全局 警察本部

### 3 事業者等の安全なまちづくりへの参画を促進します。

事業者、団体による自主防犯活動の実施や防犯ボランティア活動への参加を促進します。

主要事業		実施部局
①安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ制度の推進	事業者、団体に対して、安全なまちづくり活動への参加を促進するため、パートナーシップ制度への参加登録を促進します。	防災安全局
②防犯CSR活動の促進	事業者への活動の働きかけや連携した防犯活動の実施、Webサイト等による活動の紹介などにより、防犯CSR <sup>※9</sup> 活動の活発化を促進します。	防災安全局 警察本部
③新たな防犯対策の開発・普及促進	事業者との連携の強化、防犯情報の提供等により、企業の持つ技術の防犯対策への活用を検討し、犯行手口に対応した新たな施錠設備など、防犯対策の普及を促進します。	防災安全局 警察本部

### 4 自主防犯団体の設立促進と活発化を支援します。

地域防犯力向上のため、自主防犯団体の設立を促進するとともに、地域の特性に合った自主防犯活動の活発化や、防犯用具・設備の普及を支援します。また、地域の自主防犯活動を推進するため、防犯ボランティアの養成や、学生防犯ボランティア団体の設立・活動支援に取り組みます。

主要事業		実施部局
①自主防犯団体の設立促進	防犯活動資材の提供などを行い、自主防犯団体の設立を促進します。また、防犯ボランティア活動中に、死亡、負傷した場合に見舞金を支給します。	防災安全局
②自主防犯団体活動の活発化支援	安全なまちづくり活動推進員や安全なまちづくり推進指導員、青色防犯パトロール団体による活動の活発化を支援します。	防災安全局 警察本部

※9 企業の社会的責任、Corporate Social Responsibilityにより行われる活動のうち、犯罪の起きにくい社会づくりを実現し、地域住民等の安全安心の向上につながるもの

主要事業		実施部局
③市町村と連携した防犯設備・機器の普及支援	市町村が実施する防犯対策設備及び機器の購入・設置補助制度に対して支援を行い、地域防犯力のさらなる向上に取り組みます。	防災安全局 経済産業局 警察本部
④地域の特性に合った自主防犯活動の取組の促進	地域の特性に合った防犯活動に取り組む自主防犯団体等に支援を行い、その活動内容を広く普及させます。	防災安全局
⑤自主防犯団体等の活動に関する県民への広報啓発	地域における自主防犯団体の活動について、自主防犯力向上につながる事例を広報周知することにより、県民の理解を深めるとともに、自主防犯団体活動の更なる活発化に繋げてまいります。	防災安全局
⑥団体間の情報共有、交流促進	Webサイト等によるボランティア活動等の情報提供や、情報交換会の開催などを行います。	防災安全局 警察本部
⑦防犯ボランティア活動リーダーの養成	防犯活動の指導、助言を行えるリーダーを養成します。	防災安全局
⑧防犯ボランティア研修の参加促進	自主防犯団体への参加促進や防犯ボランティア活動の活性化を目的とした研修を実施します。また、各市町村における研修の開催を促進します。	防災安全局 警察本部
⑨活動功労者等に対する表彰の実施	防犯活動等に功労のあった個人・自主防犯団体・地域団体に対し表彰を行います。	防災安全局 警察本部
⑩学生防犯ボランティア団体の新規設立及び活動活発化の促進	学生防犯ボランティア団体の新規設立を促進するとともに、活動の活発化を図ります。	防災安全局 警察本部
⑪学生防犯ボランティア等と連携した各種啓発活動の推進	防犯に関する各種啓発活動において、学生防犯ボランティア等と連携した啓発活動を推進します。	防災安全局

## 5 県民への情報提供を推進し、具体的対策を促進します。

県民、事業者、団体、市町村など、地域が一体となり、犯罪情勢を踏まえた防犯対策を推進するため、広報紙、Webサイト等の各種広報媒体の活用やイベントの開催・共催などを通じて、犯罪防止の情報提供を進め、具体的な活動を促進します。

主要事業		実施部局
①広報紙、インターネット、各種窓口対応時等による広報啓発活動の推進	広報紙、SNS、Webサイト等の各種広報媒体の活用やイベントの開催・共催、各種行政手続きの窓口対応など様々な機会に、犯罪防止の情報提供を推進し、具体的な活動を促進します。	防災安全局 始め関係局 警察本部
②若者世代を対象とした情報発信、広報啓発活動の推進	若者世代を対象とした、SNSやWebサイト等による情報発信、防犯講話、啓発チラシの作成・配布等、広報啓発活動を推進します。	防災安全局 警察本部
③防犯ネットワーク等を活用した防犯情報の提供	防犯ボランティア団体等のネットワークやSNS、Webサイト等を活用した情報提供を実施します。また、必要な情報を、必要とする県民に届けるための、新たな情報提供ルートの開拓を推進します。	警察本部 防災安全局
④防犯設備の普及促進	犯罪の抑止に効果的なセンサーライトや補助錠等の防犯設備の普及を促進します。また、自主防犯団体等が行うセンサーライト及び補助錠等の設置を含む地域の特性に合った防犯活動や、商店街振興組合等が行う街路灯の設置を含む地域の防犯活動を市町村とともに支援します。	防災安全局 経済産業局 警察本部
⑤多様な機関と連携した啓発活動の推進	多様な機関と連携した啓発活動の機会拡充を推進します。	防災安全局 警察本部
⑥犯罪情勢に即応した広報啓発活動の推進	犯罪情勢を踏まえた広報啓発活動により、特殊詐欺、侵入盗、自動車盗等、個別の犯罪に対する重点的な情報提供を推進します。	防災安全局 警察本部



主要事業		実施部局
⑦多発する地域における防犯活動の推進	地域の団体等と協働した街頭キャンペーンやパトロール活動、防犯教室、防犯訓練などの防犯対策を推進します。	防災安全局 警察本部
⑧各種業界とのタイアップによる防犯キャンペーン等の実施	商店街振興組合、放送業界、住宅・自動車等の各種業界とのタイアップによる防犯キャンペーン等の広報啓発を実施します。	防災安全局 警察本部

## 6 在留・訪日外国人の防犯対策を推進します。

本県に在留する外国人や本県を訪れる外国人等が安心して過ごせるよう、多言語による防犯情報等の提供を実施します。

主要事業		実施部局
①多言語による情報提供及び多文化共生教育の支援	多言語による広報紙の発行等、情報提供を推進します。	県民文化局 警察本部
②在留・訪日外国人の安全確保のための総合対策の推進	外国人に向けた情報提供や、外国人を対象とする防犯講話などの実施により、在留・訪日外国人の安全確保のための総合対策を推進します。	警察本部

## 7 経済安全保障に対する諸対策を推進します。

県内企業に対して、経済安全保障の情報共有を図るため、技術情報等の流出防止対策に関する情報提供等の取組を実施します。

主要事業		実施部局
①企業等に対する指導啓発及び連携の推進	県内企業等を対象に、経済安全保障に関する技術情報流出等の状況やその対応策についての情報共有及び意見交換を実施します。	経済産業局 警察本部
②関係機関との連携の推進	経済安全保障に関する取組や対策等についての情報共有及び意見交換を実施します。	経済産業局

## 【基本戦略Ⅱ 犯罪の起きにくい社会づくり】

### 8 規範意識向上のための啓発を強力に推進するとともに、教育の充実を図ります。

規範意識の醸成を図るため、道徳教育及び少年非行防止対策の推進を図るとともに、県民に対する広報啓発の取組を実施します。

主要事業		実施部局
①規範意識の醸成に向けた広報啓発等	道徳教育を実施するとともに、交通安全教育を実施し、社会秩序維持の基本である規範意識の醸成を図ります。	教育委員会 警察本部
②少年非行防止対策の推進	非行集団等に対する取締りにより少年の非行を防止します。また、愛知県青少年保護育成条例の適正な運用や青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動を実施し、JKビジネス等の青少年の健全な育成を阻害する環境から青少年を守ります。	警察本部 県民文化局 教育委員会

### 9 再犯防止の対策を推進します。

再犯の防止を推進するため、愛知県再犯防止推進計画<sup>※10</sup>に基づき、犯罪をした者等への就業機会や住居の確保等の支援に努めるとともに、県民の理解を深めるための広報啓発の取組を実施します。

主要事業		実施部局
①国・民間団体等との連携強化	犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう、関係機関との連携や、情報共有に努めます。 「愛知県再犯防止連絡協議会」を開催し、再犯防止推進計画の進行管理や課題等の情報共有等に連携して取り組みます。	防災安全局 福祉局 労働局

※10 2018年6月に設置した「愛知県再犯防止連絡協議会」において、民間団体、国の関係機関と協議を重ね、2021年3月に策定した「再犯の防止等の推進に関する法律（2016年（平成28年）法律第104号）」に基づく計画。2025年までの5カ年を計画期間としている。

主要事業		実施部局
②就労・住居の確保のための取組	犯罪をした者等が地域において生活を営むための就業機会や、住居の確保のための支援を推進します。	福祉局 労働局 建築局 警察本部
③保健医療・福祉サービス利用の促進	高齢者や障害者の再犯防止を図るため、関係機関との連携のもと、円滑な福祉サービスを利用できるよう支援を促進します。 薬物依存の問題を抱える者については、関係機関との連携によって、本人の回復支援や家族に対する支援を推進します。	保健医療局 警察本部
④学校等と連携した非行防止・修学支援等の推進	学校等における児童・生徒の非行防止に向けた取組や、継続的な学校教育を始めとした修学等の支援を推進します。	教育委員会 県民文化局 警察本部
⑤犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の推進	非行少年の立ち直り支援や高齢者・障害者等に対する指導及び支援、女性特有の問題に着目した指導及び支援など、犯罪をした者等の特性に応じた支援を推進します。	福祉局 警察本部
⑥民間協力者の活動促進、広報啓発活動の推進	関係機関・団体等と連携し、ボランティア活動の振興、再犯防止の施策推進に必要な不可欠となる民間協力者の活動促進に向けた取組への協力を行います。犯罪や非行の防止等、県民に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発を行います。	防災安全局 福祉局 県民文化局 警察本部

## 10 防犯カメラの普及促進等、防犯性の高いまちづくりを推進します。

防犯上の指針<sup>※11</sup>に適合した住宅・公園・道路・自動車駐車場等の整備と普及等、防犯性の高い住まい・まちづくりを推進します。

主要事業		実施部局
①防犯カメラの普及促進	防犯カメラの設置場所の選定など、設置に係る支援を実施し、普及を促進します。また、自主防犯団体等が行う防犯カメラのレンタル設置を含む地域の特性に合った防犯活動や、商店街振興組合等が行う防犯カメラの設置を含む地域の防犯活動を市町村とともに支援します。	防災安全局 経済産業局 警察本部
②犯罪の防止に配慮した公園、道路、駐車場及び団地等の普及	照明灯の設置、樹木の剪定等による見通しの確保など、犯罪の防止に配慮した公園、道路、自動車駐車場等の普及や整備・維持管理、公営住宅等の整備修繕を推進するとともに、都市計画等の機会を捉えた犯罪防止に必要な情報提供と防犯環境の整備に対する助言・支援を実施します。	防災安全局 建設局 都市・交通局 建築局 警察本部
③防犯性能に優れた住宅・マンション等の普及	C P建物部品（防犯性能の高い建物部品）の活用や防犯住宅認定制度・防犯優良マンション認定制度の普及など、犯罪の防止に配慮した民間住宅の普及を促進します。	防災安全局 建築局 警察本部
④空き家対策の促進	犯罪を誘発するおそれがあり、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な空き家について、除却や適正管理、利活用を推進する市町村の取組を支援します。	建築局

※11 犯罪の起こりにくい環境づくりを進めることを目的とし、住宅や道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示すもの。愛知県安全なまちづくり条例に基づき、「住宅に関する防犯上の指針」及び「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」を定め、2004年7月から施行している。

## 11 歓楽街における環境の浄化を図ります。

栄地区、名古屋駅地区、豊橋市松葉地区などの歓楽街において、地域住民と協働して環境浄化活動を行います。また、酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例（以下「ぼったくり防止条例」という。）等に基づき、違法風俗店等の取締りを推進します。

主要事業		実施部局
①環境浄化による歓楽街を中心とした地域の活性化支援	環境浄化活動への参加と活動の持続を図るため、関係者との情報共有やネットワークの構築を推進します。	警察本部
②歓楽街等における防犯カメラの設置・運用	歓楽街等において防犯カメラを設置した上、運用し、犯罪の抑止を図ります。	警察本部
③違法風俗店等の取締りの推進	「ぼったくり防止条例」等の各種法令を多角的に活用して、違法風俗店、賭博店等の取締りを推進します。	警察本部
④暴力団排除活動の推進と暴力団・来日外国人による犯罪の取締りの推進	愛知県暴力団排除条例に基づき、暴力団排除活動を強力に推進し、その資金源を遮断します。また、暴力団・来日外国人による暴力行為等の不法事案の取締りを推進します。	警察本部

## 12 社会基盤を支える各主体のサイバーセキュリティ対策の強化を図ります。

サイバー空間の安全・安心を確保し、県内におけるサプライチェーンリスクや、国際的なイベントに対するサイバー攻撃によるリスクなどを回避するため、社会基盤を支える企業や行政等におけるサイバーセキュリティ対策の強化を図ります。

主要事業		実施部局
①重要インフラ事業者等と連携したサイバーセキュリティ対策の推進	サイバー攻撃によるサプライチェーンリスクを踏まえ、事業者等との共同対処協定等に基づき、関係機関と連携した被害の未然防止を図るとともに、被害発生後においては、被害拡大防止対策や、事後追跡可能性を確保するための対策を実施し、サイバー空間の脅威の低減を図る取組を推進します。	警察本部

主要事業		実施部局
② 中小事業者と連携したサイバーセキュリティ対策の推進	被害の未然・拡大防止等を図るため、中小事業者に対するサイバーセキュリティ対策診断やサイバーセキュリティ対策の啓発、情報共有、事案発生時における事後追跡可能性を確保するための対策を強化し、サイバー空間の脅威の低減を図る取組を推進します。	経済産業局 警察本部
③ 行政機関等におけるサイバーセキュリティ対策の推進	県民が安全で安心して行政のデジタルサービスを利用できるよう、行政機関等におけるデジタルリテラシーの向上や、ランサムウェア対策を始めとしたセキュリティ対策を推進します。	総務局 教育委員会 警察本部
④ 第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会に向けたサイバーセキュリティ対策の推進	2026年に愛知・名古屋で開催する第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会が安全・安心に運営できるよう、競技会場を始めとする関係機関の管理者等を標的としたサイバー攻撃への対策を進めます。	警察本部

### 13 治安基盤の整備等に向けた取組を推進します。

犯罪インフラ対策を推進するとともに、街頭活動や捜査活動等を強化するための体制の充実を図ります。

主要事業		実施部局
① 治安基盤の整備	街頭活動や捜査活動等の強化のため、人的基盤の強化、捜査支援資機材の整備など、体制の充実を推進します。	警察本部
② 犯罪インフラ <sup>※12</sup> 対策の推進	携帯電話の不正取得、転売目的の口座開設、盗品買取等の犯罪インフラ事犯 <sup>※13</sup> に対する取締りを推進します。	警察本部

※12 犯罪を助長し、又は容易にする基盤（手段、仕組みなど）のことをいう。具体的には、在留資格を不正に取得させる手段となる偽装結婚・偽造認知等のように、その行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法なものであっても、犯罪に悪用されている他人名義の携帯電話や預貯金口座なども犯罪インフラに含まれる。

※13 犯罪インフラを取得またはその状態を作る犯罪をいう。

## 【基本戦略Ⅲ 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進】

### ＜県民に多大な不安を与える犯罪への対策＞

#### 14 県民の身近で発生する犯罪を抑止するための対策を推進します。

特殊詐欺、侵入盗、自動車盗等の県民の身近で発生する犯罪を抑止するため、犯罪情勢を踏まえた県民への情報提供を推進します。また、これらの犯罪を抑止するために、街頭活動や検挙活動を重点的に実施します。さらに、新たな犯罪への対策など治安情勢に応じた迅速な対応を実施します。

主要事業		実施部局
①社会情勢の変化を反映した防犯活動の推進	刻々と変化する犯罪情勢や犯罪の発生状況を踏まえ、新たな手口等に対応した防犯活動を推進します。	防災安全局 警察本部
②治安情勢に即した街頭活動等の推進	犯罪の発生状況を踏まえ、地域警察官によるパトロールや巡回連絡等、犯罪の抑止に向けた街頭活動や情報発信活動を強化します。	警察本部
③重要事件その他多発する犯罪に対する検挙活動の推進	重要事件その他多発する犯罪に対して重点的に検挙活動を推進します。	警察本部

#### 15 サイバー事案<sup>※14</sup>の対策を推進します。

サイバー事案への対策として、社会全体のセキュリティ意識の向上や、民間事業者等との連携による被害の未然・拡大防止対策を推進してまいります。

主要事業		実施部局
①サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体の意識の向上	社会に広く普及しているIoT機器を始めとするインターネットを利用したサービスに関するセキュリティ対策を推進するとともに、フィッシングなど多発するサイバー事案に対する広報啓発活動を活性化し、サイバー空間の脅威の低減を図る取組を推進します。	防災安全局 警察本部

※14 サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

主要事業		実施部局
②民間事業者等との連携による被害の未然防止・拡大防止活動の推進	犯罪捜査等の過程で判明した犯罪に悪用されるリスクの高いインフラや技術に係る情報を活用し、事業者への働きかけを行うことにより、官民が連携してサイバー空間の犯罪インフラ化を防止するとともに、事後追跡可能性の確保、被害の潜在化防止に向けた取組等により、被害の拡大防止が図られるよう、被害実態の情報提供等を通じた働きかけを推進します。	防災安全局 警察本部
③サイバーボランティア活動の促進	サイバー事案による被害防止を目的として、各地域に根ざしたセミナー、講演、イベント等を実施するとともに、サイバーボランティアに対する研修会を開催して、サイバーパトロール活動を強化するなどして、ボランティアの活発化を図る取組を推進します。	防災安全局 警察本部
④サイバー事案の取締りの推進	不正送金や暗号資産を悪用した犯罪等、サイバー空間における犯罪の取締りを推進します。	警察本部
⑤サイバー事案対処に関する資機材及び解析用資機材の充実・強化	サイバー事案への対処に必要な資機材及び解析用資機材の整備・高度化、情勢に応じた機能強化等を推進し、対処能力の向上を図ります。	警察本部
⑥他事業と連携した啓発活動の推進	特殊詐欺対策、侵入盗対策等他事業の広報機会を利用し、サイバー空間における被害防止に関する一斉広報を推進するなど、情報発信、啓発活動を推進します。	防災安全局 警察本部



## 16 特殊詐欺の対策を推進します。

手口が年々巧妙化する特殊詐欺の対策として、被害者層に応じた被害防止活動や県民、事業者等と一体となった被害防止などの取組を進めます。

参考：2023年特殊詐欺の被害件数及び被害額1,357件 約27億7,806万円（暫定値）

主要事業		実施部局
①県民、事業者、自治体等の幅広い連携による被害防止対策の推進	声掛け訓練や合同啓発キャンペーンの実施、ATMにおける利用限度額制限の実施に向けた働き掛け、全件通報など、金融機関等と連携した被害防止活動を推進します。	防災安全局 警察本部
②特殊詐欺の実行犯を生まないための対策の推進	SNS等で犯罪実行者を募集するいわゆる「闇バイト <sup>※15</sup> 」等に若者等を加担させないための活動を推進します。	警察本部 防災安全局
③実行を容易にするツールの根絶に向けた対策の推進	特殊詐欺に関する預貯金口座や電話番号等の情報を収集し、特殊詐欺に利用された預貯金口座や電話番号を無力化して犯罪を抑止するとともに、検挙活動を推進します。	警察本部
④被害に遭わない環境の構築に向けた対策の推進	県民、事業者、関係機関、団体の被害防止に向けたソフト・ハード両面での自主的な取組を促進するとともに、県民等と一体となった取組を通じて家族の絆や地域の絆の強化を図り、特殊詐欺の被害者を生まない環境づくりを推進します。	警察本部 防災安全局
⑤首謀者を含む被疑者に対する検挙活動の推進	事件の背後にいる首謀者や指示役も含めた犯罪者グループ等の弱体化・壊滅のため、新たな捜査手法の検討や、事案の内容に応じて柔軟な対応ができる環境整備等を含め、効果的な取締りのための取組を推進します。	警察本部

※15 仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するSNS上の投稿等が、実際には単なる「アルバイト」等の求人ではなく、犯罪グループが犯罪の実行役を手広く募集するもの

## 17 侵入盗の対策を推進します。

住宅対象侵入盗の対策として、CP建物部品や補助錠の普及、防犯診断を含めた防犯教室の開催及び防犯設備アドバイザーの派遣などの取組を進めます。また、店舗、会社事務所等への侵入盗対策として、不審者（車）発見の際の通報の促進や現金不保管の啓発等を推進し、組織窃盗集団等に狙われないまちづくりを目指します。

参考：2023年侵入盗の認知件数 2,981件

主要事業		実施部局
①多発地域における抑止対策の推進	被害が多発する地域において検挙活動を強化するとともに、集中的な防犯診断等を推進します。	警察本部
②防犯器具（CP建物部品）等の普及促進	住宅フェア等のイベントにおいてCP建物部品（防犯性能の高い建物部品）の紹介を行うなど、防犯器具の普及を促進します。	警察本部
③関係団体と連携した防犯対策の推進	愛知県住宅防犯対策協議会等の関係団体と連携して、住宅ドロボウ通報応援制度等の広報を実施し、不審者（車）を発見した際の警察への情報提供を促進するなど、防犯対策を推進します。	防災安全局 建築局 警察本部
④防犯設備アドバイザーの派遣	住宅防犯等に関する専門知識を有するアドバイザーの派遣を推進します。	警察本部
⑤不要不急の現金不保管の啓発	組織窃盗集団等に狙われないまちづくりを目指して、住宅、会社、事務所、店舗等に不要不急の現金を保管しないように啓発を推進します。	防災安全局 警察本部

## 18 自動車盗を始めとする自動車関連窃盗の対策を推進します。

自動車盗を始めとする自動車関連窃盗への対策として、盗難自動車等の流通阻止に向けた対策や防犯性の高い自動車の開発、普及を促進するなどの取組を進めます。

参考：2023年自動車盗の認知件数 698件

	主要事業	実施部局
①防犯性の高い駐車場の普及促進	駐車場の所有者・管理者に対し防犯カメラやミラー、照明灯等防犯設備の設置を働きかけ、防犯性の高い駐車場の普及を促進します。	警察本部 防災安全局
②盗難自動車等の流通阻止に向けた対策の推進	被害が多発する地域において、検挙活動を強化するほか、ヤード等 <sup>※16</sup> の実態把握を推進するとともに、ヤード条例 <sup>※17</sup> を効果的に運用し違法な事業者に対する取締りや行政処分を通じ、ヤードの健全な運営を事業者へ促すなど、盗難自動車の解体、不法輸出のための作業場となる不法ヤード等の対策を推進します。また、不審者（車）を発見した際の警察への情報提供を推進するなど、地域が連携して抑止に取り組みます。	警察本部
③自動車関連事業者との連携の推進	自動車メーカー等に防犯情報を提供し、防犯性の高い自動車の開発、普及を促進します。また、愛知県自動車盗難等防止協議会と連携して自動車関連窃盗情報報奨金制度の周知やイモビライザ、警報装置、GPS端末等純正セキュリティのみに頼らない追加の電子機器類や、ハンドルロック、タイヤロック、ブレーキペダルロック、シフトロック、ナンバープレート盗難防止ネジ等の盗難防止器具の普及促進を始めとした啓発活動等を推進します。	防災安全局 警察本部

※16 自動車解体の用に供する施設又は場所、ヤードの代替として利用されるおそれのある倉庫、中古自動車販売店、自動車修理工場等

※17 ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例（令和元年12月1日施行）

## 19 認知件数が多い犯罪の対策を推進します。

認知件数が多い自転車盗、万引きへの対策に取り組みます。

参考：2023年自転車盗の認知件数 11,234件

2023年万引きの認知件数 6,081件

主要事業		実施部局
①自転車盗対策の推進	駐輪場の所有者・管理者への防犯カメラや照明灯設置の働き掛けや、愛知県自転車モーター商協同組合と連携した防犯キャンペーン等による施錠の徹底等の被害防止対策を推進します。	防災安全局 都市・交通局 警察本部
②万引き対策の推進	防犯講話や非行防止教室等の開催を通じて、啓発活動を推進します。	県民文化局 防災安全局 教育委員会 警察本部

## 20 薬物乱用防止の対策を推進します。

関係機関と連携し薬物乱用防止に向けた広報啓発活動や、薬物事犯検挙者等に対する再乱用防止の啓発を推進します。

主要事業		実施部局
①薬物乱用防止に向けた広報啓発活動及び再乱用防止に向けた啓発の推進	薬物乱用や危険ドラッグ等に起因する事件・事故の撲滅に向けた広報啓発活動を推進します。また、薬物事犯検挙者等に対する再乱用防止の啓発を推進します。	保健医療局 教育委員会 警察本部
②子供に対する薬物乱用防止教育の推進	小・中・高校における薬物乱用防止教育を推進するため、薬物乱用防止教室等を開催します。	保健医療局 教育委員会 警察本部
③関係機関との連携の推進	愛知県薬物乱用防止推進協議会と連携して薬物乱用防止のための啓発事業を総合的かつ効果的に推進します。	保健医療局 教育委員会 防災安全局 警察本部
④薬物密売組織、乱用者等に対する取締りの推進	薬物密売組織及び乱用者等に対する取締りを推進します。	警察本部

## 21 暴力団対策を推進します。

暴力団等の排除に関する広報啓発活動や、社会から孤立させるための対策を推進します。

主要事業		実施部局
①暴力団等に対する取締りの推進	暴力団等に対して、暴力団対策法及び愛知県暴力団排除条例を効果的に運用した取締りを徹底します。	警察本部
②暴力団等の排除に関する広報啓発活動の推進	不当要求防止責任者講習や暴力団排除に関する講演の開催等により、暴力団排除の意識啓発を推進します。	防災安全局 警察本部
③暴力団離脱者への支援の推進	暴力団離脱者が社会復帰する際に予想される様々な問題に対処するため、社会復帰アドバイザーが離脱者や就労先企業に対して、必要な連絡や面接を行い問題の解決に努めるとともに、離脱者の社会復帰に理解を示し、離脱者を雇用する意思を有する受入企業の拡大に努めます。	防災安全局 警察本部 県関係局

## 22 不法滞在外国人を減少させるための対策を推進します。

不法滞在外国人を減少させるため、広報啓発や関係機関と連携した取締りを推進します。

主要事業		実施部局
①不法就労・不法滞在防止等のための広報啓発活動の推進	広報メディア等を活用し、不法就労・不法滞在防止のための広報啓発活動を推進します。	警察本部 県関係局
②不法就労・不法滞在の取締りの推進	不法就労・不法滞在の取締りを推進します。	警察本部

## 23 児童虐待防止の対策を推進します。

児童虐待防止に向けた継続的な啓発活動や児童相談センターの機能強化とともに、関係機関との連携や情報共有を推進し、社会全体で児童虐待を防止する体制づくりを進めます。

主要事業		実施部局
①児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の充実	児童虐待防止のキャンペーンやセミナー等を開催します。また、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が適切に連携し、支援を必要とする家庭の早期発見と早期対応につなげるよう、市町村を支援します。	福祉局 保健医療局
②虐待事案への対応力強化	児童虐待対応の弁護士、精神科医師、法医学専門医師等の配置による児童相談センターの機能強化を図ります。また、虐待を受けた児童の適切な保護に努めます。	福祉局 警察本部
③関係機関との連携の推進	市町村・児童相談センター・警察・医療機関・学校等地域の関係機関との連携の強化を推進します。	福祉局 警察本部

## 24 ストーカーやDVの対策を推進します。

ストーカーや配偶者からの暴力事案等（いわゆる「DV」）の防止対策の充実を図ります。

主要事業		実施部局
①ストーカー・DV対策の広報啓発及び検挙活動の推進	ストーカーやDVの防止に対する啓発活動を実施するとともに、関係法令の適用による行為者の検挙や警告等を実施し、被害の未然・拡大防止を推進します。	福祉局 教育委員会 警察本部

主要事業		実施部局
②相談・支援体制の充実	関係する相談窓口の周知や早期相談を勧める広報を実施するとともに、DV対応の充実を図るための研修や市町村担当者会議を開催します。また、相談者の要望に応じた性別の職員によるストーカー・DVの相談を実施します。	福祉局 警察本部
③関係機関との連携の推進	DV被害者支援の関係者による会議を開催し、関係機関との連携強化を図ります。	福祉局

## 25 性犯罪・性暴力対策の一層の強化を図ります。

被害者の尊厳を踏みにじる性犯罪・性暴力について、加害者、被害者、傍観者にさせないための社会的取組を推進し、対策の強化を図ります。

主要事業		実施部局
①被害者心理に寄り添った性犯罪捜査の推進	性犯罪被害者が、被害申告、被害相談をしやすい環境整備を推進します。また、被害者の希望に応じた性別の警察官が対応する等、被害者の心情に配慮した捜査を推進します。	警察本部
②性犯罪・性暴力に対する研修会等の開催	性暴力被害防止セミナーや、防犯教室等を開催します。	防災安全局 警察本部
③関係機関と連携した対策の推進	性犯罪・性暴力被害者支援連絡会議の開催等により、関係機関と連携を深め、性犯罪・性暴力に適切に対処できるよう、情報共有を推進します。	防災安全局 警察本部

## ＜子供の安全対策の推進＞

### 26 学校内及び通学路等における児童・生徒の安全確保対策を推進します。

学校等における児童等の安全確保のための指針<sup>※18</sup>を踏まえ、児童・生徒への安全教育や学校、地域での防犯教育の充実に取り組みます。また、登下校時及び学校内の安全確保のため、地域ぐるみで学校の安全体制の整備を進めるとともに、市町村、団体などとの連携強化を推進します。

主要事業		実施部局
①教職員への安全教育研修の実施	教職員に対し、安全教育を目的とした研修を実施します。	教育委員会
②連れ去り事案等に対する実践的な防犯教室等の開催	小・中・高校、特別支援学校において、子供の発達段階に応じた、体験・実践的な防犯教室や防犯訓練等を開催します。	教育委員会 警察本部
③校内の安全確保	学校の敷地内への不審者の侵入防止等、子供の安全確保のために、校内の施設・設備並びに学校の危機管理マニュアル等について、定期的に点検又は見直しを行います。また、県立学校において、防犯カメラの設置など、効果的な防犯対策を進めます。	教育委員会
④通学路の安全対策の推進	通学路の点検や危険箇所の把握を行い、児童・生徒に周知して、通学路における児童・生徒の安全対策を推進します。	教育委員会
⑤放課後の安全確保	放課後子ども教室や放課後児童クラブなど、子供たちが放課後等に安全で安心して過ごすことができる居場所を提供します。	教育委員会 福祉局
⑥こども110番の家の充実	子供が身の危険を感じた時に助けを求めて駆け込める緊急避難場所として、こども110番の家の設置を充実します。また、委嘱先のこども110番の家に対し、安全情報の提供やマニュアル等の配布を実施します。	警察本部 県関係局

※18 学校等の設置者及び管理者に対して児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すもので、愛知県安全なまちづくり条例に基づき定め、2004年7月から施行している。



主要事業		実施部局
⑦スクールガード活動の充実及び関係機関との連携を推進	スクールガード活動推進員を各小学校区1名以上指定します。研修会・情報交換会の開催を支援するとともに、警察等関係者との連携を推進します。また、特色ある取組内容を広く発信し、活動の充実につなげます。	教育委員会
⑧防犯少年団活動の促進	児童の危険回避能力等の向上を目的とした「防犯少年団」の設立（モデル校の委嘱）を促進するとともに、その活動を支援します。	警察本部
⑨情報提供活動の推進	パトネットあいちや学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク等の不審者等の情報提供を推進し、速やかに対処します。	教育委員会 防災安全局 警察本部

**27 子供をSNS等に起因する性被害を始めとするインターネット上の犯罪から守る取組を推進します。**

SNS等に起因する性被害を始めとするインターネット上の脅威から子供を守るため、スマートフォン・携帯電話に対するフィルタリング等の普及促進を図ります。

主要事業		実施部局
①安全利用のための教育の充実及び保護者への啓発活動の推進	小・中・高校生等にサイバー事案防止講話を実施し、対象に応じたサイバー事案対処能力の向上を図るとともに、情報モラル教育を実施します。また、防犯教室、防犯講話、情報発信、啓発活動等により、SNS等の危険性を周知し、児童ポルノや未成年者略取誘拐等、子供が巻き込まれる犯罪への注意喚起を推進します。さらには、保護者に対する啓発活動を推進します。	教育委員会 警察本部 県民文化局 防災安全局
②有害環境への対応	事業者等に対して、ウイルス対策ソフトやフィルタリングの導入等セキュリティ対策の強化を促進します。また、携帯電話販売店への立入調査を実施します。	県民文化局 警察本部

主要事業		実施部局
③ 子供及び保護者に対する性被害を防止するためのSNS等の利用に関する広報・啓発	SNS等に起因する子供の性被害を防ぐため、被害の未然防止を目的としたアプリの普及促進を始め、子供及び保護者を対象とした広報・啓発に取り組んでまいります。	警察本部
④ SNS等における注意喚起・警告対策の強化	子供の性被害を防ぐため、児童の性被害等につながる書き込みの発見や児童と思料されるものに対する注意喚起・警告のサイバーパトロールを実施します。	警察本部

<女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりの推進>

**28 女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりを推進します。**

女性や高齢者を対象とする犯罪対策の充実を図ります。また、障害のある人が安心して暮らせるよう、本人や家族が相談できる体制づくりや虐待防止の啓発等に取り組みます。

主要事業		実施部局
① 防犯力向上のための広報啓発活動の推進	女性や高齢者が被害に遭いやすい犯罪の対策や発生状況等について、広報紙、Webサイト、防犯教室、キャンペーン等により、広報啓発活動を推進します。	防災安全局 警察本部
② 女性・高齢者を対象とする犯罪の抑止及び検挙活動の推進	女性や高齢者を対象とする犯罪に対し、抑止及び検挙活動を推進します。	警察本部
③ 高齢者の見守り活動の推進	高齢者生活支援(見守り)ネットワークの調査・分析と情報提供など地域におけるネットワークづくりを支援します。 また、市町村の消費者安全確保地域協議会(高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワーク)の活動の拡充を図ります。	福祉局 防災安全局 県民文化局

主要事業		実施部局
④障害者に対する相談支援活動及び障害者の虐待防止・権利擁護・差別解消の推進	<p>障害者が地域で安心して暮らせるよう、市町村や警察、福祉関係者等と連携し、本人や家族が相談できる体制づくりを推進します。</p> <p>また、障害者の虐待防止・権利擁護の推進に向けては、普及啓発等及び資質向上のための研修等を開催します。さらに、精神科病院内の業務従事者による障害者虐待を発見した者からの通報に対応する事務を行い、精神障害者の権利擁護を図ります。</p> <p>障害者差別解消に向けては、相談及び紛争の防止等のための普及啓発を推進します。</p>	福祉局 保健医療局

## 【基本戦略Ⅳ 犯罪被害者等に対する総合的かつ計画的な支援の実施】

### 29 犯罪被害者等への支援の充実を図ります。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、相談・カウンセリングや情報提供の充実を図ります。また、県民への理解促進のための広報啓発活動を実施します。

主要事業		実施部局
①犯罪被害者等に対する相談体制の充実	犯罪被害者等からの相談を一元的に受けるための総合的対応窓口について、機能の充実を図ります。	県民文化局 防災安全局 警察本部
②犯罪被害者等に対する支援の実施	犯罪被害者等に対する各種支援制度を運用するとともに、多岐にわたる支援ニーズへの対応のため支援の充実に努めます。	防災安全局 県関係局 警察本部
③関係機関との連携の推進	関係機関との連携を図るため、市町村担当課長会議を開催するとともに、愛知県被害者支援連絡協議会を毎年度開催し、被害者支援に関する調査・研究等を推進します。また、情報提供等により、犯罪被害者等早期援助団体との連携の強化を推進します。	防災安全局 警察本部
④県内における支援体制の整備	愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針に基づき、犯罪被害者等の支援体制及び県庁内外における支援推進体制の整備を推進します。	防災安全局
⑤県民への理解促進のための広報啓発活動の推進	犯罪被害者等支援パネル展や犯罪被害者支援特別講演会を開催し、県民の理解を深める広報啓発活動を推進します。	警察本部 防災安全局

### 30 性犯罪・性暴力被害者への支援の充実を図ります。

被害者の尊厳を踏みにじる性犯罪・性暴力について、被害者に対する支援の充実を図ります。

主要事業		実施部局
①啓発・教育活動等を通じた性犯罪・性暴力への意識改革の推進	性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、性暴力被害防止セミナーや、防犯講話、防犯教室等の啓発・教育活動を推進します。	県民文化局 防災安全局 教育委員会 警察本部
②性犯罪・性暴力被害者に対する相談・支援体制の強化	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営等により中長期的な性犯罪・性暴力被害者の支援を強化します。また、(公社)被害者サポートセンターあいちを中心に、2つの支援センターと県内各地の救命救急センター等の連携協力体制の構築を推進するとともに、救命救急センター等へのSANE※19の配置を促進します。	防災安全局 警察本部
③性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	性犯罪・性暴力被害者に対する医療費等の公費負担を始めとする支援の充実に努めます。	防災安全局 警察本部

※19 Sexual Assault Nurse Examiner の略。性暴力対応看護師を指し、性暴力被害者の法医学検査に関する上級教育を受けた看護師。主に、緊急医療支援を行い、被害者の心と体の回復に向けて、寄り添いサポートを行う。

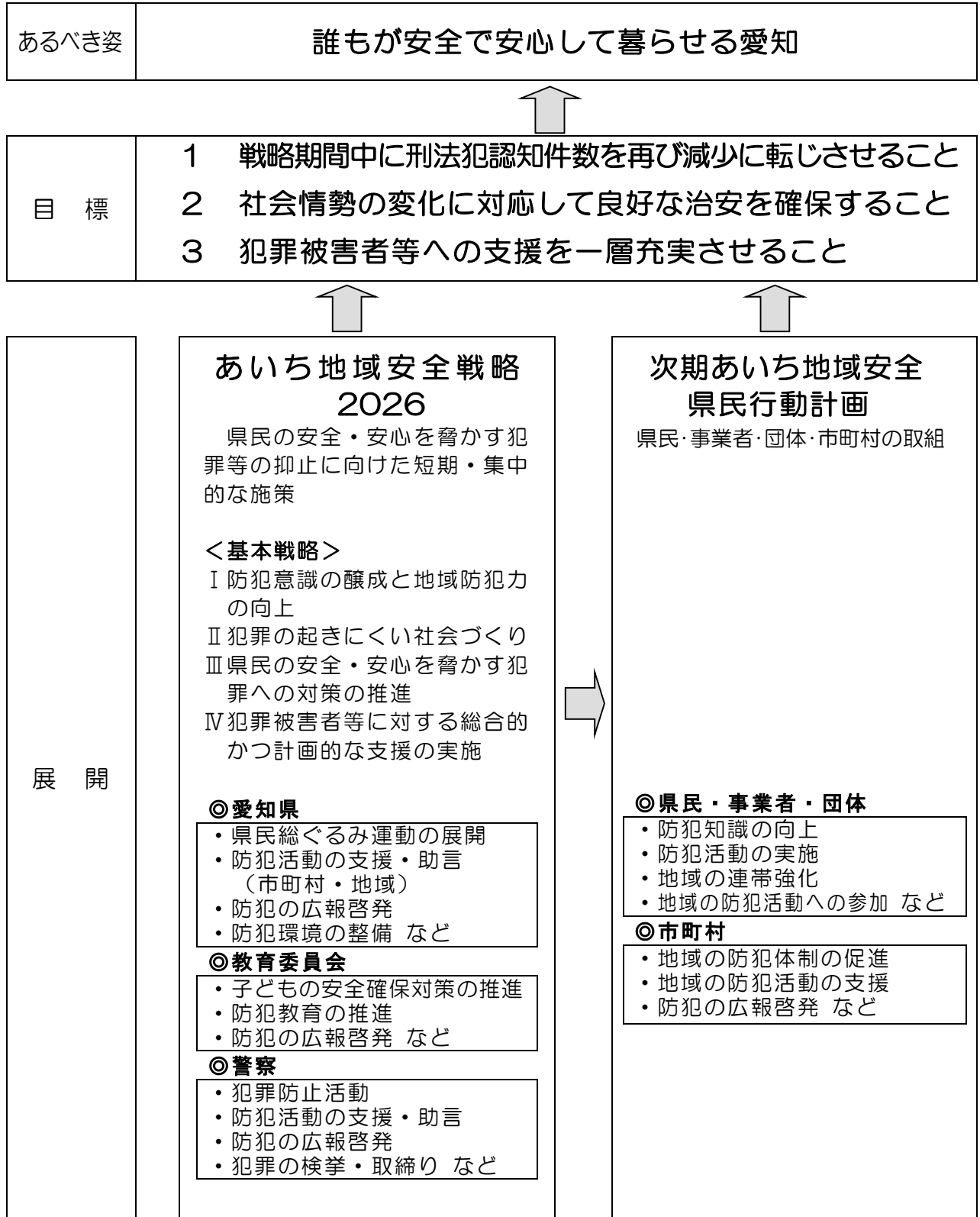
## 7 展開

「誰もが安全で安心して暮らせる愛知」の実現を目指し、「本戦略」を総合的に実施するため、地域が一体となった取組を進めることを目指し、推進協議会において、県民、事業者、団体、市町村の様々な取組と目標を定めた県民行動計画を、本戦略に呼応する形で、毎年策定し、「県民総ぐるみ運動<sup>※20</sup>」へと展開します。

---

※20 「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」の3N（ない）のスローガンを掲げ、県民や事業者、団体、市町村の幅広い参加を得て展開し、犯罪防止に対する機運を高め、安全で安心して暮らせる愛知を目指す運動。

## 戦略展開のイメージと役割分担







# 資 料

## 目 次

1	愛知県における安全なまちづくりの取組の経緯	1～2
2	刑法犯認知件数等の推移	3～5
	(1) 県内の認知件数（包括罪種別）	
	(2) 主な犯罪の認知件数	
	(3) 特殊詐欺	
	(4) サイバー犯罪相談受理件数	
3	主要都道府県における刑法犯認知件数の推移	6
4	県内の性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター の設置状況	7
5	自主防犯団体の状況	8
6	刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	9
7	県政世論調査	10



# 1 愛知県における安全なまちづくりの取組の経緯（2003年～）

2003年 (平成15年)	7月	安全・安心まちづくり有識者懇談会設置
	10月	同懇談会報告書 ○「安全なまちづくり条例」の制定の必要性 等
	12月	刑法犯認知件数戦後最多(225,706件) 「愛知県警察治安回復アクションプラン」(2004年～2006年)を策定 ○街頭犯罪・侵入犯罪の増加に歯止め(認知件数の20%減少等) ○女性・子どもが被害者となる犯罪の検挙・抑止活動を強化(検挙人員20%増) 等
2004年	3月	愛知県安全なまちづくり推進本部を設置
	4月	「愛知県安全なまちづくり条例」を施行 ○安全なまちづくりに関する取組の強化
	7月	県条例に基づく、安全なまちづくりのための防犯上の指針を施行 ○住宅、道路・公園・駐車場等、学校等における児童等の安全確保
	8月	「愛知県安全なまちづくり推進協議会」設立 ○県・県民・事業者などで構成
2006年	2月	2006年を「治安回復元年」と位置付け ○知事から「安全なまちづくりへのお願い」
	3月	「新しい政策の指針」 ○犯罪を半減させる地域防犯県づくり 「あいち地域安全緊急3か年戦略」(2006年度～2008年度)を策定 ○「刑法犯認知件数の毎年1万件以上の減少」を目標とする。
	4月	県民生活部地域安全課を設置
	5月	「あいち地域安全県民行動計画」を策定(愛知県安全なまちづくり推進協議会) ○県民、事業者、団体、市町村と一体となった「県民総ぐるみ運動」を展開
	12月	「愛知県警察治安回復アクションプランⅡ」(2007年～2009年)を策定 ○2008年の目標は「刑法犯認知件数を前年対比で1万件以上減少」
	2007年	6月
2008年	4月	警察本部生活安全部地域安全対策課を設置
	6月	「あいち地域安全県民行動計画」を見直し(愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2009年	2月	「あいち地域安全新3か年戦略」(2009年度～2011年度)を策定 ○「刑法犯認知件数の対前年比毎年5%以上の減少、3年間で2万件以上の減少」を目標とする。
	6月	「あいち地域安全新県民行動計画」を策定(愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2010年	6月	「あいち地域安全新県民行動計画」を見直し (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2011年	4月	「愛知県暴力団排除条例」を施行 ○県、事業者、県民等が一体となって暴力団を排除し、安全で平穏な愛知県を確立
	6月	「あいち地域安全新県民行動計画」を見直し (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2012年	3月	「あいち地域安全戦略2015」(2012年度～2015年度)を策定(※) ○「刑法犯認知件数を対前年比で毎年5%以上減少させ、2015年までに10万件以下にする」を目標とする。
	6月	「あいち地域安全県民行動計画2015(2012年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2013年	3月	「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定
	6月	安全なまちづくりのための防犯上の指針を改正 ○住宅、道路・公園・駐車場等、学校等における児童等の安全確保 「あいち地域安全県民行動計画2015(2013年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
	7月	「愛知県安全なまちづくり条例」を改正 ○イモビライザが取り付けられた自動車の窃取に係る機器の所持の禁止を追加

※戦略期間は2015年度までであったが、2013年に刑法犯認知件数を10万件以下にするという目標を達成したため、戦略期間を1年早く区切り、2014年度までとした。

2014年 (平成26年)	6月	「あいち地域安全県民行動計画2015(2014年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2015年	3月	「あいち地域安全戦略2017」(2015年度～2017年度)を策定 ○「刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現」 を目標とする。
	6月	「あいち地域安全県民行動計画2017(2015年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2016年	6月	「あいち地域安全県民行動計画2017(2016年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2017年	6月	「あいち地域安全県民行動計画2017(2017年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2018年	3月	「あいち地域安全戦略2020」(2018年度～2020年度)を策定 ○「刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現」 を目標とする。
	6月	「あいち地域安全県民行動計画2020(2018年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2019年 (令和元年)	6月	「あいち地域安全県民行動計画2020(2019年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2020年	6月	「あいち地域安全県民行動計画2020(2020年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2021年	3月	「愛知県再犯防止推進計画」(2021年度～2025年度)を策定 「あいち地域安全戦略2023」(2021年度～2023年度)を策定 ○「刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現」 を目標とする。
	6月	「あいち地域安全県民行動計画2023(2021年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2022年	4月	「愛知県犯罪被害者等支援条例」を施行 ○「愛知県安全なまちづくり条例」に位置付けられていた犯罪被害者等支援についての 特化条例
	6月	「あいち地域安全県民行動計画2023(2022年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2023年	3月	「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針」を策定 ○「愛知県犯罪被害者等支援条例」第8条に基づき、犯罪被害者等支援についての基本的 な方針、施策、その他支援を推進するために必要な事項を定めた指針
	6月	「あいち地域安全県民行動計画2023(2023年度版)」を策定 (愛知県安全なまちづくり推進協議会)
2024年	3月	「あいち地域安全戦略2026」(2024年度～2026年度)を策定 ○「戦略期間中に刑法犯認知件数を再び減少に転じさせること」「社会情勢に対応して良好 な治安を確保すること」「犯罪被害者等への支援を一層充実させること」を目標とする。

## 2 刑法犯認知件数等の推移

### (1) 県内の認知件数（包括罪種別）（過去10年間）

		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
刑法犯認知件数	件数	85,037	76,663	70,254	65,511	55,080	49,956	39,897	37,832	41,248	46,832
	対前年	-11,802	-8,374	-6,409	-4,743	-10,431	-5,124	-10,059	-2,065	3,416	5,584
		-12.2%	-9.8%	-8.4%	-6.8%	-15.9%	-9.3%	-20.1%	-5.2%	9.0%	13.5%
凶悪犯	件数	402	354	346	316	318	337	299	285	260	370
	対前年	-69	-48	-8	-30	2	19	-38	-14	-25	110
		-14.6%	-11.9%	-2.3%	-8.7%	0.6%	6.0%	-11.3%	-4.7%	-8.8%	42.3%
粗暴犯	件数	3,605	3,732	3,902	3,844	3,999	3,750	3,339	3,295	3,368	3,832
	対前年	41	127	170	-58	155	-249	-411	-44	73	464
		1.2%	3.5%	4.6%	-1.5%	4.0%	-6.2%	-11.0%	-1.3%	2.2%	13.8%
窃盗犯	件数	61,803	54,679	48,472	46,133	37,922	34,295	26,116	24,649	27,846	31,487
	対前年	-9,670	-7,124	-6,207	-2,339	-8,211	-3,627	-8,179	-1,467	3,197	3,641
		-13.5%	-11.5%	-11.4%	-4.8%	-17.8%	-9.6%	-23.8%	-5.6%	13.0%	13.1%
知能犯	件数	2,622	2,957	4,286	2,475	2,249	2,086	2,011	2,037	2,409	3,346
	対前年	587	335	1,329	-1,811	-226	-163	-75	26	372	937
		28.8%	12.8%	44.9%	-42.3%	-9.1%	-7.2%	-3.6%	1.3%	18.3%	38.9%
風俗犯	件数	583	545	519	485	450	449	439	466	445	640
	対前年	-45	-38	-26	-34	-35	-1	-10	27	-21	195
		-7.2%	-6.5%	-4.8%	-6.6%	-7.2%	-0.2%	-2.2%	6.2%	-4.5%	43.8%
その他	件数	16,022	14,396	12,729	12,258	10,142	9,039	7,693	7,100	6,920	7,157
	対前年	-2646	-1,626	-1,667	-471	-2,116	-1,103	-1,346	-593	-180	237
		-14.2%	-10.1%	-11.6%	-3.7%	-17.3%	-10.9%	-14.9%	-7.7%	-2.5%	3.4%

注1 刑法犯認知件数とは、刑法及び爆発物取締罰則等に規定する罪について、発生地を問わず、警察で事件を認知した件数をいう。

2 包括罪種とは、刑法犯をその罪質により、分類したもの

凶悪犯：殺人・強盗・放火・不同意性交等<sup>※1</sup>

粗暴犯：暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合

窃盗犯：窃盗

知能犯：詐欺・横領（占有離脱物横領を除く。）・偽造・汚職・あっせん利得処罰法・背任

風俗犯：賭博・不同意わいせつ等<sup>※2</sup>

その他：前記以外のもの（占有離脱物横領、器物損壊等）

※1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年6月23日公布）施行前については強制性交等

※2 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年6月23日公布）施行前については強制わいせつ

(2) 主な犯罪の認知件数（過去10年）

		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
侵入盗	件数	9,084	8,157	7,158	6,850	4,805	3,993	2,648	2,180	2,558	2,981	
		対前年	-2,413	-927	-999	-308	-2045	-812	-1345	-468	378	423
	-21.0%		-10.2%	-12.2%	-4.3%	-29.9%	-16.9%	-33.7%	-17.7%	17.3%	16.5%	
	住宅対象 侵入盗	件数	5,213	4,900	4,154	3,676	2,736	1,955	1,388	1,077	1,062	1,292
		対前年	-2,254	-313	-746	-478	-940	-781	-567	-311	-15	230
	事務所 荒らし	件数	951	750	710	715	452	523	283	256	228	200
		対前年	-58	-201	-40	5	-263	71	-240	-27	-28	-28
	出店 荒らし	件数	1,488	1,111	830	1,108	751	697	362	221	366	474
		対前年	-45	-377	-281	278	-357	-54	-335	-141	145	108
	自動車盗	件数	2724	2205	1349	1127	839	681	500	745	884	698
		対前年	12	-519	-856	-222	-288	-158	-181	245	139	-186
	部品ねらい	件数	4,565	3,843	2,906	3,188	2,099	1,315	1,179	1,147	1,344	1,174
対前年		-707	-722	-937	282	-1,089	-784	-136	-32	197	-170	
車上ねらい	件数	6,095	5,167	4,360	4,610	2,903	2,362	1,828	1,466	1,742	1,419	
	対前年	-2,602	-928	-807	250	-1,707	-541	-534	-362	276	-323	
自転車盗	件数	15,591	13,710	13,096	11,642	10,578	10,209	7,293	7,058	8,654	11,234	
	対前年	-2,241	-1,881	-614	-1,454	-1,064	-369	-2,916	-235	1,596	2,580	
万引き	件数	7503	6,918	7,038	7,211	6,583	6,347	5,620	5,400	5,556	6,081	
	対前年	459	-585	120	173	-628	-236	-727	-220	156	525	
強盗	件数	200	191	160	130	135	114	98	88	74	90	
	対前年	-86	-9	-31	-30	5	-21	-16	-10	-14	16	
性犯罪	件数	486	416	417	452	389	412	331	349	350	489	
	対前年	-44	-70	1	35	-63	23	-81	18	1	139	
		-8.3%	-14.4%	0.2%	8.4%	-13.9%	5.9%	-19.7%	5.4%	0.3%	39.7%	

注 性犯罪：不同意性交等及び不同意わいせつ（刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年6月23日公布）施行前については強制性交等及び強制わいせつ）。

### (3) 特殊詐欺（2014年～2023年）

		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
特殊詐欺	認知件数	688	875	1,060	648	648	618	569	874	980	1,357
	被害総額	360,203	328,698	344,708	121,630	132,777	103,546	134,657	137,049	202,904	277,806
オレオレ+預貯金	認知件数	296	439	413	162	210	203	310	319	296	554
	被害総額	118,295	135,350	120,795	27,812	32,639	35,786	62,538	53,666	69,337	114,832
オレオレ	認知件数							89	242	212	313
	被害総額							25,643	46,250	60,181	87,309
預貯金	認知件数							221	77	84	241
	被害総額							36,894	7,415	9,155	27,522
架空料金請求	認知件数	193	238	252	391	224	96	97	101	185	344
	被害総額	135,228	129,101	140,252	72,321	71,648	24,705	47,940	15,452	54,684	101,395
融資保証金	認知件数	25	26	12	28	13	9	11	5	2	2
	被害総額	5,077	4,313	1,865	3,830	886	2,136	3,637	2,518	273	335
還付金等	認知件数	83	109	352	52	147	162	25	210	204	198
	被害総額	7,006	10,757	47,593	5,388	14,965	17,467	3,631	21,475	22,113	22,989
キャッシュカード 詐欺盗	認知件数					45	144	122	237	288	255
	被害総額					5,404	21,455	16,220	43,466	55,615	37,054

注1 キャッシュカード詐欺盗は2018年、預貯金詐欺は2020年から、統計上それぞれ分類された。

注2 認知件数は件、被害額は万円単位（集計後千円以下を切り捨てた数字）

注3 2023年の数値は暫定値

注4 被害額は、キャッシュカード手交型被害における事後被害（ATM払出盗）の窃取額を加算した金額

### (4) サイバー犯罪相談件数の推移（2018～）

年	2018	2019	2020	2021	2022	2023
件数	7,742	6,923	8,680	10,936	14,093	12,758
前年比	—	-819	1,757	2,256	3,157	-1,335
	—	-10.6%	25.4%	26.0%	28.9%	-9.5%

### 3 主要都道府県における刑法犯認知件数の推移（過去10年）

		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
全国	件数	1, 212, 163	1, 098, 969	996, 120	915, 042	817, 338	748, 559	614, 231	568, 104	601, 331	703, 351
	対前年	-101, 977	-113, 194	-102, 849	-81, 078	-97, 704	-68, 779	-134, 328	-46, 127	33, 227	102, 020
北海道	件数	40, 359	35, 457	32, 013	28, 160	25, 459	23, 607	18, 467	18, 429	19, 604	22, 232
	対前年	-707	-4, 902	-3, 444	-3, 853	-2, 701	-1, 852	-5, 140	-38	1, 175	2, 628
東京都	件数	160, 120	148, 182	134, 619	125, 251	114, 492	104, 664	82, 764	75, 288	78, 475	89, 098
	対前年	-2, 437	-11, 938	-13, 563	-9, 368	-10, 759	-9, 828	-21, 900	-7, 476	3, 187	10, 623
埼玉県	件数	76, 857	73, 456	69, 456	63, 383	60, 001	55, 497	44, 485	40, 166	41, 983	49, 653
	対前年	-7, 297	-3, 401	-4, 000	-6, 073	-3, 382	-4, 504	-11, 012	-4, 319	1, 817	7, 670
千葉県	件数	68, 026	61, 656	57, 277	52, 974	46, 698	41, 793	34, 685	32, 638	32, 728	37, 538
	対前年	-9, 878	-6, 370	-4, 379	-4, 303	-6, 276	-4, 905	-7, 108	-2, 047	90	4, 810
神奈川県	件数	67, 295	61, 664	58, 127	53, 628	46, 780	41, 780	35, 241	33, 252	36, 575	43, 846
	対前年	-9, 667	-5, 631	-3, 537	-4, 499	-6, 848	-5, 000	-6, 539	-1, 989	3, 323	7, 271
愛知県	件数	85, 037	76, 663	70, 254	65, 511	55, 080	49, 956	39, 897	37, 832	41, 248	46, 832
	対前年	-11, 802	-8, 374	-6, 409	-4, 743	-10, 431	-5, 124	-10, 059	-2, 065	3, 416	5, 584
大阪府	件数	148, 257	132, 471	122, 136	107, 023	95, 558	84, 672	68, 351	62, 690	68, 807	80, 148
	対前年	-3156	-15, 786	-10, 335	-15, 113	-11, 465	-10, 886	-16, 321	-5, 661	6, 117	11, 341
兵庫県	件数	64, 911	59, 374	53, 183	50, 821	44, 233	40, 395	34, 246	30, 003	33, 018	37, 267
	対前年	-5621	-5, 537	-6, 191	-2, 362	-6, 588	-3, 838	-6, 149	-4, 243	3, 015	4, 249
福岡県	件数	63, 259	54, 663	46, 619	42, 126	36, 701	34, 520	27, 627	26, 337	28, 773	33, 284
	対前年	-3535	-8, 596	-8, 044	-4, 493	-5, 425	-2, 181	-6, 893	-1, 290	2, 436	4, 511

注 各都道府県（愛知県以外）の刑法犯認知件数については、警察庁発表の犯罪統計資料を参考とした。



#### 4 県内の性犯罪・性暴力ワンストップ支援センターの設置状況

愛知県では、性犯罪・性暴力の被害に遭われた方に対し、早期から適切な支援を実施し、心身の回復を図ることを目的として、支援センターの活動を支援する取組みを実施している。

名称	ハートフルステーション・あいち	性暴力救援センター日赤なごやなごみ
開所年月日	2010年7月26日	2016年1月5日
所在地	総合大雄会病院内 (一宮市)	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院内 (名古屋市昭和区)
運営主体	県警察	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院
受付時間	9:00~20:00 (日曜・祝日・年始年末を除く)	24時間 365日
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官及び支援員による電話・面接相談</li> <li>・医師による診察、緊急避妊、性感染症等検査</li> <li>・臨床心理士等によるカウンセリング</li> <li>・警察官による被害受理・証拠採取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員、SANE(性暴力対応看護師)、医療ソーシャルワーカー等による電話・面接相談</li> <li>・医師による診察、緊急避妊、性感染症等検査、証拠採取</li> <li>・警察、弁護士事務所等への同行支援</li> <li>・臨床心理士によるカウンセリング</li> <li>・支援センターに係る広報啓発</li> </ul>

## 5 自主防犯団体の状況

ここでいう自主防犯団体とは、構成員5人以上の団体で、月1回以上の防犯活動を継続的に実施している団体を指す。団体の設立・活動に届出・許可等の規制はない。

調査時期	総数 (単位：団体)	地域別内訳		
		名古屋	尾張	三河
2003.12末	130	50	50	30
2004.12末	522	128	251	143
2005.12末	765	184	361	220
2006.9末	2,829	810	1,023	996
2007.3末	2,893	834	1,036	1,023
2008.3末	3,124	862	1,163	1,099
2009.3末	3,272	867	1,247	1,158
2010.3末	3,393	872	1,277	1,244
2011.3末	3,543	926	1,359	1,258
2012.3末	3,605	932	1,384	1,289
2013.3末	3,633	935	1,404	1,294
2014.3末	3,633	911	1,428	1,294
2015.3末	3,603	910	1,421	1,272
2016.3末	3,647	918	1,445	1,284
2017.3末	3,692	930	1,463	1,299
2018.3末	3,694	932	1,474	1,288

調査時期	総数 (単位：団体)	地域別内訳		
		名古屋	尾張	三河
2019.3末	3,694	937	1,468	1,289
2020.3末	3,699	938	1,472	1,289
2021.3末	3,709	944	1,476	1,289
2022.3末	3,705	946	1,484	1,275
2023.3末	3,704	948	1,484	1,272
2023.12末	3,702	948	1,482	1,272

注 表中2003年12月～2005年12月の数値は警察が把握したもの。

2006年9月の数値は、県において2006年5月から、市町村、学校（市町村教育委員会）、警察の協力を得て調査し把握したもので、例えば、町内会も対象としている。

6 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国、愛知県）

刑法犯検挙者中の再犯者数は、2007年以降、減少傾向にある。

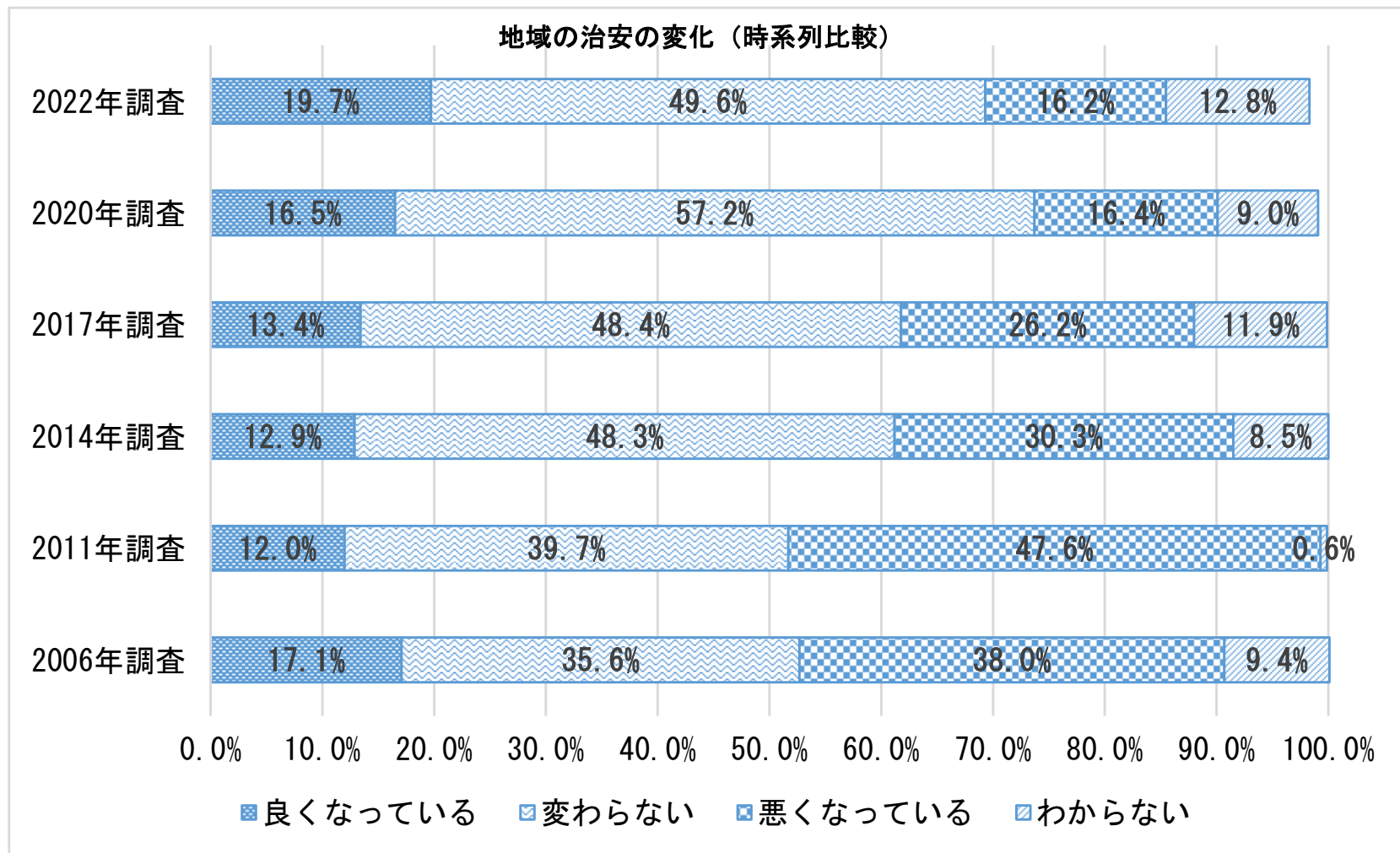
一方、再犯者率は高い水準で推移している。

単位：人

		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全国	検挙人員	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094	192,607	182,582	175,041	169,409
	うち再犯者	118,381	114,944	110,306	104,774	100,601	93,967	89,667	85,032	81,183
	再犯者率	47.1%	48.0%	48.7%	48.7%	48.8%	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%
愛知県	検挙人員	15,227	15,393	14,505	14,002	13,622	13,235	12,263	12,218	11,396
	うち再犯者	6,790	7,070	6,857	6,793	6,415	6,271	5,815	5,637	5,300
	再犯者率	44.6%	45.9%	47.3%	48.5%	47.1%	47.4%	47.4%	46.1%	46.5%

## 7 県政世論調査（地域の治安の変化）

「地域の治安は以前と比べてどうなっていると思いますか。」







〔・私たちは持続可能な開発目標 (SDGs)を支援しています。〕



AICHI  
安全なまちづくり  
アンキーくん

〔・愛知県の安全なまちづくりのシンボルマーク〕